

公共工事の夏期休業についてです。

令和8年度から国土交通省が発注する工事において、夏期に一定期間、工事を休止する夏期休業制度が導入されると報道されています。

本制度は、建設業界の働き方改革や人材確保を目的としたもので、災害対応などの緊急工事を除き、原則として8月を中心に1か月程度工事を休止する内容です。

特別な事情で工事を継続する場合には、追加経費を認める措置が検討されています。

本市においても、同様の制度を導入する場合、市民生活に直結する道路や公共施設整備事業に遅れが生じるのではないかとの懸念があります。

既に本市では、繰越明許が年々増加傾向にあり、人材不足や働き方改革による制約の中で、夏期休業制度を取り入れると、工期がさらに遅延し、完成年度が後ろ倒しになる可能性があります。

以上を踏まえて2点お伺いします。

1点目、国土交通省の夏期休業制度を参考に、本市においても同様の制度を導入するお考えはありますか。

もし導入する場合、現在進行中、または計画中の道路工事、建設工事において、工期の遅延がどの程度見込まれるのか、具体的にお示してください。

2点目、繰越明許が増加傾向にある中で、夏期休業制度を導入した場合、どの事業にどの程度の影響があると見込まれるのか、定量的な試算や見解をお示してください。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。高橋建設部長。

○建設部長（高橋宣行）（登壇）  
公共工事の夏期休業についてお答えいたします。

国土交通省が試行的に実施している猛暑期間の現場作業の休工につきましても、建設業界における働き方改革の一環、担い手確保及び猛暑対策として、一定期間の休工を導入するものであると認識しておりますが、現時点において、国からの正式な通知等はなく、本市における制度の導入につきましても、現在のところ、予定しておりません。

しかしながら、こうした制度は、労働環境の改善や人材確保の観点からも、参考とすべき施策であると考えますことから、今後の国や県など、他自治体の動向を注視してまいります。

また導入した場合、どの事業にどの程度の影響が見込まれるかの定量的な試算につきましても、休工期間に相当する工期の延伸は予想されませんが、現段階では制度の詳細は不明であり、具体的な運用状況や実績データも十分に蓄積されていないため、明確な数値を示すことは困難であると考えております。

○議長（田窪秀道） 伊藤義男議員。

○2番（伊藤義男）（登壇） 国が進める夏期休業制度は、働き方改革の流れとして理解できますが、本市においては、道路や公共施設整備事業の遅れが市民生活に直結します。

既に繰越明許が増加している中で、工事の後ろ倒しがさらに進まないよう、事前の影響分析と十分な対策を求めます。

制度の導入、不導入にかかわらず、最も重要なのは市民への影響を

最小限にするという視点です。

国の動きに流されることなく、本市として主体的に判断し、丁寧な情報提供と計画的な事業管理を強く要望し、次の質問です。